**岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンクへの登録について（ご案内）**

　岡谷市では、空き家の有効活用を通し、住替え、移住、定住促進と地域の活性化を目的とした、「岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク（通称：空き家バンク）」があります。

　「空き家」を売りたい、貸したいと希望される所有者からの情報を、ホームページで公開する事により、利用を希望される方への情報を提供します。

【登録の流れ】

①登録申込

市

空き家所有者

④業者決定通知

立会日程調整

⑤立会

（所有者、業者、市）

⑥媒介契約

③業者決定

②業者選定依頼

不動産業者

（岡谷宅地建物取引業協会）

⑦空き家バンク登録

**１　注意事項**

・空き家バンクへのご登録は無料です。

・契約成立時、媒介業者に対し宅地建物取引業者法に基づく報酬が必要になります。

・契約に関するトラブルは、所有者、利用者及び媒介業者で解決してください。

・物件の各種法令等への適合状況につき、市が保証するものではありません。

・登録は２年間です。

・市が知りえた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

・現在特定の不動産業者と「専任媒介契約」等を結ばれている場合は登録できません。不動産業者と契約している場合は、空き家バンク登録申込の前に、契約内容を確認してください。

・登記の名義人と、申請者が違う場合（名義人は既に死亡しているなど）は、売買契約時に正しい登記に変更する必要があります。

・空き家及びその敷地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっている場合は登録できません。

・所有者が何らかの事情で手続き等が難しい場合は、委任状により代理の方が登録手続き可能です。ただし、所有者の意思決定が困難な場合は登録ができない可能性があります。

**２　耐震診断について**

古い建築基準で建てられた建物を空き家バンクに登録する際は、岡谷市で行っている耐震診断をお願いしております。

耐震診断にかかる費用は無料です。

対象となる建物は下記のとおりです。※いずれにも該当する建物

・昭和５６年５月３１日以前に建てられた建物

・過去にこの耐震診断を受けていないこと

・増改築している住宅は、昭和５６年５月３１日以前に着工された部分が１／２以上であること

・平成１７年６月１日以降に増築又は一部改築を行っていないこと。（増改築を伴わないリフォームは除く）

・個人が所有する一戸建ての木造住宅（併用住宅は店舗等の併用部分の面積が、延べ面積の１／２未満のものに限ります。）※長屋、共同住宅、賃貸住宅は対象外です

耐震性がないと診断された建物でも、登録は可能です。

**３　申請書類及び方法**

①空き家・特定住宅用地情報バンク登録申請書

②同意書

③空き家・特定住宅用地情報バンク登録カード

④委任状（所有者と登録手続きをする方が違う場合）

⑤耐震診断申込書（該当の建物の場合）

上記①～⑤の書類を郵送いただくか、岡谷市役所都市計画課までご持参ください。

※本内容は岡谷市ホームページでもご覧いただけます。（申請書類のダウンロードも可能です）

〒394-8510　岡谷市幸町8-1

岡谷市役所都市計画課　建築・住宅担当

TEL：0266-23-4811

FAX：0266-23-5400

Mail：toshikei@city.okaya.lg.jp